

札幌響くらぶ会則の一部改正について

札幌響くらぶ会則（平成8年8月20日設立総会）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「年額2,000円」を「年額2,500円（うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。）」に改める。

第17条第2項中「札幌の資料整理の支援に要する経費」を「札幌支援に要する経費」に改める。

附 則（平成18年4月22日総会承認）

この会則は、平成18年4月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

改正の趣旨

札幌交響楽団に楽譜購入に対する支援をするため札幌交響楽団支援金を創設するため、会費に関する条項及び札幌交響楽団支援特別会計に関する条項を改正する。

札幌響くらぶ会則一部改正（案）新旧対照表

改正案	現 行	説 明
<p>○札幌響くらぶ会則 (会費) 第7条 会費は、次のとおりとする。 (1) 一般会員は、<u>年額2,500円（うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。）</u> (2) ファミリー会員は、1人につき年額1,000円 2 会員は、入会時に入会年度の会費を支払うものとする。 3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、札幌響くらぶから送付される会費振込依頼書より、当該年度の会費を支払うものとする。</p> <p>(札幌交響楽団支援特別会計) 第17条 札幌交響楽団支援特別会計（以下「支援会計」とい</p>	<p>○札幌響くらぶ会則 (会費) 第7条 会費は、次のとおりとする。 (1) 一般会員は、<u>年額2,000円</u> (2) ファミリー会員は、1人につき年額1,000円 2 会員は、入会時に入会年度の会費を支払うものとする。 3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、札幌響くらぶから送付される会費振込依頼書より、当該年度の会費を支払うものとする。</p> <p>(札幌交響楽団支援特別会計) 第17条 札幌交響楽団支援特別会計（以下「支援会計」とい</p>	<p>札幌支援金創設による改正</p>

<p>う。)を置く。</p> <p>2 支援会計は、札幌くらぶコンサート運営費、札幌定期会員の拡大に要する経費、法人維持会員会費及び<u>札幌支援に要する経費</u>の支出に充てることができる。</p> <p>3 支援会計は、他の会計と区分して処理する。</p> <p>附 則（平成18年4月22日総会承認） この会則は、平成18年4月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p>	<p>う。)を置く。</p> <p>2 支援会計は、札幌くらぶコンサート運営費、札幌定期会員の拡大に要する経費、法人維持会員会費及び<u>札幌の資料整理の支援に要する経費</u>の支出に充てることができる。</p> <p>3 支援会計は、他の会計と区分して処理する。</p>	<p>札幌支援金創設による支援事業拡大に対応するための改正</p>
---	---	-----------------------------------